

令和3年12月吉日

認定 NPO法人 ミルフィーユ小児がんフロンティアーズ 御中

厚生労働省医政局総務課

「医療等分野における情報保護と利活用に関する調査研究事業に関する調査」へのご協力をお願い

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号。以下「個情法」という。）の制定時から、医療等分野における個人情報（以下「医療情報」という。）については、その情報の性質上、特に適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある分野だと考えられていました。

平成27年の個情法の改正においては、医療情報が含まれる要配慮個人情報が定義され、その他の個人情報と比べて一層高い規律が求められることとなりました。さらに、平成29年には、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（以下「次世代医療基盤法」という。）により、主務大臣の認定を受けた事業者が、丁寧なオプトアウトの手続により集めた医療情報を匿名加工して外部に提供することで利活用を進める仕組みが導入されました。国際的にも、医療等分野のデータの利活用を進める動きがある一方で、欧州一般データ保護規則（GDPR）など、個人情報保護も進める取り組みがなされており、令和3年に成立した改正個人情報保護法においても、GDPRの充分性認定への対応という観点からの内容が盛り込まれております。

このような中、厚生労働省は、海外における保健医療分野の個人情報保護法制（いわゆるデータポータビリティに係るものを含む。）等の状況も調査しつつ、医療分野の個人情報の取扱いについての検討を行っており、昨年度の事業においては、現行の法制度やガイドラインのもとで医療機関や研究機関などによる医療情報の取扱い状況について国内外の実態を把握し、医療情報の保護と利活用の双方の観点から現行の法制度面や運用面での課題等を整理いたしました。

今年度の事業では、具体的な施策への反映を見据え、昨年度の調査の結果を踏まえつつ、データを提供する患者・家族に対する意識調査を実施すること、国際的な規制を考慮に入れた制度設計という観点から、特定の国の医療情報の取扱いについて深掘り調査を行うこと等を実施することを主な目的としています。

本調査の実施にあたり、御協力いただきたい内容は下記となります。

業務御多忙の中、お手数をおかけしますが、ご協力の程、宜しくお願い申し上げます。

ご協力いただいた 内容	医療機関に受診している患者・家族に対して、個人の受診歴や診療情報等が、研究及びその他目的での利用（いわゆる二次利用）されることをどう感じているかについてのアンケート調査にご協力をお願い致します。詳細は、本事業調査委託先である有限責任監査法人トーマツより連絡致します。
本件に関するお問 い合わせ	<p><b>【調査委託先】</b>  有限責任監査法人トーマツ ヘルスケア  担 当 : 大久保、小森  E・m a i l : yu.okubo@tohmatu.co.jp (大久保)  yasuo.komori@tohmatu.co.jp (小森)  T E L : 090-9961-0567 (大久保)  080-3480-4295 (小森)</p>
備考	<p>次世代医療基盤法に関する情報は、下記の通り、「内閣府」のホームページにて公開されておりますので、ご確認頂ければ幸甚に存じます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 内閣府「次世代医療基盤法について」  <a href="https://www8.cao.go.jp/iryuu/index.html">https://www8.cao.go.jp/iryuu/index.html</a></li> <li>■ 政府広報オンライン  <a href="https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201811/1.html">https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201811/1.html</a>  <a href="https://www.gov-online.go.jp/pr/media/tv/kasumigaseki/movie/20191026.html">https://www.gov-online.go.jp/pr/media/tv/kasumigaseki/movie/20191026.html</a></li> </ul>

以上